

理学療法士及び作業療法士等派遣調整事業実施要領

1 趣旨

この要領は、茨城県内の自立訓練（機能訓練）サービス事業所等における理学療法士及び作業療法士等（以下「PT・OT等」という。）の人材の確保を支援し、もって利用者が身近な場所で充実したサービスの提供を受けることができる体制を整備することを目的として、その事業の実施のために必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は茨城県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる実施機関に委託できるものとする。

3 事業内容

委託先に、派遣調整コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。コーディネーターは委託先の職員をあて、コーディネーターの業務に専念させるものとする。

4 コーディネーターの主たる業務内容

コーディネーターは、以下の業務を行うものとする。

- (1) 県内の自立訓練（機能訓練）サービス事業所においてリハビリテーション等の業務に従事するPT・OT等の派遣調整
- (2) (1) により従事するPT・OT等の勤務状況の管理等
- (3) (1) により従事するPT・OT等に対する研修の実施
- (4) (1) により従事するPT・OT等および派遣する事業所に対する助言・指導の実施
- (5) 県内の自立訓練（機能訓練）サービス事業所の状況把握
- (6) 理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚療法士会の会員の意向の把握
- (7) 本事業の効果検証
- (8) その他、本事業の実施に必要な業務

5 コーディネーターのその他の業務内容

コーディネーターは、4に掲げる業務の遂行に差し支えない範囲において、以下の業務を行うことができる。

- (1) 県内の自立訓練（生活訓練）、就労移行支援その他の障害福祉サービス事業所においてリハビリテーション等の業務に従事する理学療法士、作業療法士等の各種調整
- (2) 4. および5-（1）の実施において必要となる県内の障害福祉相談支援事業に関する業務
- (3) (1)（2）の実施に必要な業務

付則 この要領は、平成28年5月17日から施行する。